

議案第38号

三朝町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により、次のとおり三朝町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田秀光

1 指定する郵便局

三朝温泉郵便局

穴鴨郵便局

2 郵便局に取り扱わせる事務

- (1) 住民票の写しの交付（当該住民票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- (2) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し

3 事務を取り扱わせる期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、特別の事情がない場合は、1年間延長することとし、以後同様とする。